

件名	愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	道路維持課
根拠法令等	道路法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年 11 月 15 日公布、平成 19 年 1 月 4 日施行）

【改正の概要】

道路法施行令の一部改正により、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が、新たに道路の占用許可の対象とされたため、本県においても施行令改正と同様の改正を行い、その占用料を徴収しようとするもの

1 道路占用料の対象とする占用物件の新設

占用物件	占用料		
	単位	所在地	
		市の区域	町の区域
令第 7 条第 8 号に掲げる器具 （自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具）	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.018 を乗じて得た額 （A = 近傍類似の土地の時価）	

2 条項等のずれに伴う規定整備

(1) 占用料を別に定め、又は占用料を徴収しない場合
道路法第 35 条に規定する事業（道路法施行令第 19 条に規定するものを除く。）
及び地方財政法第 6 条に規定する公営企業に係るもの 第 18 条

(2) 占用物件

令第 7 条第 8 号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所

令第 7 条第 9 号及び第 10 号に掲げる施設

（高速自動車国道等の連結路附属地に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設及び高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所）

施行日 平成 19 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

背景

道路法施行令が一部改正され、道路上における自転車、原動機付自転車又は二輪自動車の放置問題の解消に資するため、これらの自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の歩道等における占用が認められることとなり、道路における占用料が新設された。

道路上における放置自転車については、本県においても問題化しており、国に準じて本県の条例改正を行い、放置自転車等問題の解決を図ることとする。